

川口市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、がん治療による外見変貌を補完するウィッグ又は胸部補整具（以下「補整具」という。）の購入に係る経済的負担を軽減するための川口市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成金（以下「助成金」という。）の交付について、川口市補助金等交付規則（昭和50年5月1日規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、次のいずれかのものとし、それぞれ当該各号に定めるものに限るものとする。

- (1) ウィッグ がん治療に伴う頭部の脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグ（装着時に皮膚を保護するネット及び毛付き帽子を含む。）
- (2) 胸部補整具 がんの外科的治療による乳房の変形に対応するための補整下着、補整パッド、人工乳房（乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除く。）又は人工ニップル

(対象者)

第3条 助成金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時（本人死亡の場合は死亡日）に、本市に住民票を有する者
- (2) がんと診断されたために治療方針計画書等が交付され、治療を予定している、現に受けている又は受けた者
- (3) がん治療に起因する頭部の脱毛又は乳房の変形に伴い、補整具を購入した者
- (4) 補助を受けようとする補整具について、過去に本市又は他の地方公共団体から、同種の助成を受けたことがない者

(助成の額及び回数)

第4条 助成の額は、次の助成の対象ごとにそれぞれ当該各号に定める額を上限額とし、次条による申請があった場合は申請のあった額といずれか低い額とする。

- (1) ウィッグ 20,000円（令和6年3月末日までに購入した場合は15,000円）
- (2) 胸部補整具 20,000円

2 助成対象補整具の経費は、消費税及び地方消費税を含めた額とする。なお、本体価格に含まれない付属品、ケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等）及び購入のために要した交通費、送料、カット代、セット代等は対象としない。

3 助成の回数は、第2条各号の対象につき、対象者においてそれぞれ1回限りとする。

(申請の方法及び期限)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者(未成年者である場合は、その法定代理人とする。)は、川口市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成金交付申請書及び請求書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。なお、第2号の領収書は、前条第1項の上限額に達するまで複数併せて申請することができる。

- (1) がん治療(手術、薬物療法、放射線療法等)を予定している、現に受けている、又は受けたことが確認できる書類の写し(がん治療に伴う頭部の脱毛若しくは外科的治療による乳房の変形又はそれらのおそれが見込まれることを証明する書類であって、対象者の氏名及び医療機関等が記載されているものをいう。)
- (2) 補整具の購入に係る領収書(対象者の氏名、購入日、購入金額、購入品目、金額の内訳、領収書発行者の名称の記載があるもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請の期限は、補整具を購入した日の翌日から起算して1年とする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条による申請があつた場合、その内容を審査し、助成金の交付が適当と認めるときは川口市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金の交付が不適当と認めるときは川口市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消)

第7条 市長は、前条で交付の決定がなされた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により、交付の決定を受けた又は受けようとしたとき
- (2) 川口市暴力団排除条例に基づき、助成金が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資するとき

2 前項により交付決定を取り消したときは、川口市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により交付決定を取り消した申請者に対し、交付した助成金の返還を求めるときは、川口市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成金返還請求書（様式第5号）により通知するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。